

時・平成17年12月8日(木)

於・農林水産省共用会議室A～D

(日本郵政公社)

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会議事録

農林水産省

目 次

	ページ
1 . 開会	1
1 . 議 事	
(1) 麦の標準売渡価格について	1
(2) 米の先物取引に関する意見交換	2 6
(3) その他	3 9
1 . 閉 会	4 1

(13 時 30 分 開会)

太田食糧貿易課長 予定の時間が参りましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の出席状況ですが、大木委員、大蔵委員、生源寺委員、横川委員から、所用により欠席する旨、また、大泉委員、能谷委員、山田委員、吉水委員から、遅参する旨それぞれ御連絡がありました。結果、全体の3分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、審議会令第9条の規定により、本部会は成立しております。

それでは、部会長よろしく願いいたします。

八木部会長 皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、麦の標準売渡価格について農林水産省からの諮問を受けて御議論いただき、これについての答申を行いたいと思います。

また、その後、米の先物取引に関するヒアリングを踏まえた意見交換をお願いしたいと考えております。

ここで、村上総合食料局長からごあいさつをいただくわけでありますけれども、所用により御到着がおくれるとのことですので、到着され次第ごあいさつをいただくことといたします。

議 事

(1) 麦の標準売渡価格について

八木部会長 それでは、議事に移らせていただきますが、本日の具体的な進め方についてでございますが、まず、麦の標準売渡価格について農林水産省から諮問を受けるとともに、引き続き、その内容などについての資料の説明をしていただきます。その後、質疑応答、意見交換を行い、それらが終わりました時点で休憩に入り、起草委員の方々に答申案

の作成をお願いしたいと思います。

なお、起草委員につきましては、委員長を竹内委員をお願いするとともに、生産者委員については今井委員、消費者委員については中村委員、中立委員については加倉井委員をお願いしたいと考えております。その後、答申案の作成が終了した時点で審議を再開し、麦の標準売渡価格に関する答申を取りまとめてまいりたいと思います。

以上のような手順で麦の標準売渡価格についての議事を進めさせていただくとともに、あわせて起草委員についてもお願いをしたいと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

八木部会長 ありがとうございます。

また、2つ目の議題である「米の先物取引に関する意見交換」については、この答申の取りまとめの後、一たん休憩を挟んでから行うこととしております。内容としては、これまでのヒアリングで出された意見についての委員によるフリーディスカッションということで行いたいと考えております。

限られた時間内で効率よく議事を進められるよう、委員各位並びに事務局におかれましては、円滑な進行に御協力をいただき、全体としては16時30分ごろまでには終了するという予定で進めたいと思っております。このような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

八木部会長 それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

では、早速、麦の標準売渡価格の諮問及び諮問の説明について、事務局から説明をお願いいたします。

太田食糧貿易課長 資料1、資料2でございます。まず、資料1の諮問につきまして朗読をさせていただきます。

諮 問

麦の標準売渡価格について、最近における麦政策の運営の状況、外国産麦の国際価格、為替相場の動向、家計の動向等の経済事情にかんがみ、これを改定することにつき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第

43 条第 4 項の規定に基づき、食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成 17 年 12 月 8 日

農林水産大臣 中 川 昭 一

続きまして、資料 2 の諮問の説明でございます。

諮問の説明

麦の標準売渡価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という）第 43 条第 3 項の規定に基づき、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めるとされております。

麦をめぐる経済事情をみると、国内産麦については、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するため、麦作経営安定資金の平成 18 年産単価について引下げを行ったものの、生産数量は引き続き増加しております。

一方、外国産小麦については、国際価格及び海上運賃は比較的安定的に推移しているものの、為替相場は円安基調で推移しております。また、管理経費については、大型船の利用等による管理の効率化を通じ、更なる縮減合理化を図っております。

国内の小麦粉価格は、小麦粉調製品の輸入が引き続き増加している影響を受け、安値で推移しています。また、家計費については、世帯主の定期収入の減少により、直近の可処分所得は減少している状況にあります。

なお、外国産大麦については、主要輸出国における作柄が不良であったため、輸入先の多角化を図っているものの、買入価格は依然として高く、売渡価格は買入価格に管理経費を加えて得た価格を下回っている状況にあります。

また、本年 11 月、食料・農業・農村政策審議会より「今後の麦政策のあり方」について報告をいただき、現在、この報告を踏まえ、食糧法の改正など具体的な施策について検討を進めているところであります。この中で、標準売渡価格制度を廃止し、買付価格を反映した適切な価格で売り渡すこととすることを検討しております。

今回の麦の標準売渡価格については、以上のような事情を総合的に考慮して決定

してはどうかということでもあります。

以上でございます。

八木部会長 続きまして、資料の説明を受けたいと思います。「麦の売渡価格決定等をめぐる状況」、「麦の標準売渡価格の決定内容（案）」について、事務局から説明をお願いします。

太田食糧貿易課長 では、最初は資料3の「麦の売渡価格決定等をめぐる状況」でございます。ページをめくっていただきまして1ページ、「政府売渡価格の設定の考え方」でございます。麦の政府売渡価格（標準売渡価格）は、家計費や経済事情 経済事情といえますのは、景気動向や製粉業界の経営状況、さらには麦関連製品の輸入動向や財政事情等も含んだ概念でございます。家計費やこういった経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として毎年決定しているところでございます。

具体的には、家計の安定が図られる価格の範囲内、これを家計麦価と呼んでおります。これは売渡価格の上限価格でございます。昭和27年に、戦後のインフレ下の状況で、売渡価格が家計と不均衡な高水準に決定されることを阻止する目的で導入されたものでございます。こういった範囲内で、外国産麦の売買差益を国内産麦に対する財政負担に充てるコストプール方式によることを基本として価格を設定しているところでございます。このコストプール方式は、昭和55年以降採用しているところでございます。

コストプール方式の概念図は右下でございまして、外国産麦の政府買い入れ、この買入価格と管理経費に売買差益を加えたもの、この売買差益がBでございますけれども、これとAの国内産麦に対する財政負担、これがイコールとなるような売渡価格の設定を基本とするというものでございます。

下の方に家計麦価の算式がございまして、家計麦価につきましては、後ほど資料4に基づきまして、本年の家計麦価につきまして説明をさせていただきますが、この算式の意味するところは、小麦粉などの消費者価格に可処分所得の増減率を乗じた上で、加工流通経費を引いて、原料となる原麦の価格を求める、こういった意味合いの算式でございます。

ページをめくっていただきまして、2、「政府売渡価格の推移」でございます。麦の政府売渡価格は、昭和61年以降、為替や内外価格差の動向等踏まえて、引き下げまたは据え置きで推移してきております。累計で約4割低下をしております。

左下が政府売渡価格の推移ということで、代表的な銘柄である、主としてお菓子用や家

庭用の薄力粉になる米国産のウェスタン・ホワイト、我々ダブダブと称しておりますけれども、その価格につきましての推移を掲載させていただいております。

右側が内外価格差ということで、外国産麦の売渡価格の買付価格との比でございますが、その推移でございます。昭和 61 年に 3.7 倍であったものが、17 年には 2.1 倍になっているという状況でございます。

ページをめくっていただきまして 3 ページ、「国内産麦の状況と麦会計」でございます。国内産小麦の流通量は、16 年産では 80.7 万トンに拡大。これに伴いまして、民間流通麦に対して支払われる麦作経営安定資金や流通コスト助成の助成額が大きく増加をしております。

左下に国内産小麦の流通数量が増加している状況、それに伴いまして助成金額が増加している状況の表を載せております。この結果、麦会計は大幅な赤字が継続し、一般会計から多額の繰り入れがなされている状況ということで、御案内のとおりでございますが、右下の方に国内産の 4 麦の生産量と麦会計の推移というものを載せております。麦会計の収支が、平成 8 年から赤字ということになりまして、近年では 300 億程度の赤字になっているという状況でございます。

ページをめくっていただきまして 4 ページ、「最近の外国産小麦の買付価格と経済状況」でございます。17 年における外国産小麦の買付価格は、カナダ産春小麦の収穫のおくれ、あるいは米国産春小麦の品質低下による供給不足、さらには、最近顕著な円安等により、夏ごろから上昇してきております。

それから、政府売渡価格の決定の際に参酌することとなっている可処分所得は、17 年は第 3 四半期に入り、世帯主の定期収入の減少により、昨年に比べて減少しているという状況でございます。

左下の上の方の表が、外国産小麦の買付価格（加重平均）の動向でございまして、最近になって上がっているというところが見てとれるかと思えます。

その下が、外国産小麦の買付価格の主要な構成要素の動向でございます。

右上が、家計費の動向ということで、全国の勤労者世帯の可処分所得の推移でございます。直近で下がっているということが見てとれるかと思えます。

ページをめくっていただきまして 5 ページ、「製粉企業の動向等」でございます。製粉企業は全国で 113 社、大手 4 社、中小 109 社あるわけでございますが、製粉企業の営業利益率は、中小企業を中心に他の食品産業と比べて依然低い状況にあるものの、16 年度は

改善をしているという状況でございます。

左の方が他産業の営業利益率でございます。全製造業や食品製造業のトータル、あるいは素材産業である食油などの営業利益率を表にしております。

右側の上の表が、製粉企業の営業利益及び営業利益率の推移ということで、例えば 16 年度における営業利益率は 4.4%ということで、それが左側の他産業の営業利益率と比べて低いものになっているということが見てとれるのではないかと思います。

それから、この営業利益率、先ほど申しましたように 16 年度は改善ということでございますが、その下の(注)に、17 年度における大手 4 社の中間決算は、3 社が減益となっているということで、17 年度につきましては、この改善というものがまた悪化をしているということになるのではないかと予想されているところでございます。

その下が、小麦粉 1 トン当たりの製造コストということで、これまで大手、中小、それぞれ差はございますけれども、製造コストの削減が図られているということを表にしております。

ページをめくっていただきまして 6 ページ、「小麦粉調製品等の輸入動向と内外価格差の状況」でございます。左側の上の表に、小麦の種類と主な用途ということで整理をさせていただいております。パン、めん、菓子等多岐にわたった用途。それから、国内産小麦はめんが主体ということで、御案内のとおりでございます。

その下の表が銘柄別の内外価格差、外国産の売渡価格と買付価格の比でございますけれども、その状況を整理いたしております。銘柄ごとに、この比に若干差があるということが見てとれるかと思えます。昨年の価格につきましては、こういった内外価格差を平準化するという観点から、銘柄間の調整をした価格設定をさせていただいているところでございます。

それから右の方の表、小麦粉調製品や小麦粉製品の輸入動向ということで、最近増加傾向で推移をしております。特にビスケット等の製品輸入が増加をしているということに特徴がございます。ビスケットでございますけれども、輸入している先としては、中国やマレーシアというのが主な国でございます、そういったところからかなり安い価格のものが入っているということに特徴があるかと思えます。

右下の表は小麦粉調製品とミックス粉との価格差ということで、輸入される小麦粉調製品と同等のものを国内でミックス粉として製造した場合の価格差というものを試算したものでございます。国内でつくったミックス粉の方が価格としては高くなってしまおうという

ことを図にあらわさせていただいているところでございます。

ページをめくっていただきまして、7ページは大麦でございます。「大麦の政府売渡価格の状況」でございます。国内産大麦、外国産大麦それぞれあるわけでございますけれども、外国産大麦の用途は、焼酎、麦茶、みそ等が主体でございます。一方、押し麦のようなものにつきましては、国内産で賄っているという状況でございます。この外国産の大麦の政府売渡価格につきましては、先ほど申しました家計麦価、家計の安定が図られる価格の範囲内で、外国産麦に係る買入経費に、その買い入れや保管や売り渡しに要する費用を加えた価格に基づいて設定ということを原則としております。これをコスト方式と呼んでおります。

なお、この大麦につきましては、近年、売買逆ざやが発生しております。つまり、コストよりも安く売るということで赤字が発生しているということでございますけれども、そういった売買逆ざやが発生していたことから、昨年は政府売渡価格を引き上げております。しかしながら、主要輸出国であるオーストラリアの作柄不良によりまして、買付価格が依然として高いという状況にございましたために、この逆ざやが継続をしております。最近では、大粒大麦についても、買付価格の低いカナダ産の輸入を行って輸入先の多角化を図って、こういった逆ざやに何とかならないように努めているところでございます。

この7ページの左の一番下の表が、オーストラリア産の大粒大麦の政府売渡価格の推移ということで、近年、据え置きないし引き下げであったところ、昨年につきましては13.9%の引き上げということをさせていただいているという表でございます。

右上の方が食糧用大麦の輸入先国ということで、大粒大麦につきましてはオーストラリア、カナダ、小粒大麦につきましてはカナダといったところが主な輸入先国でございます。

右下の方が、先ほど申しました逆ざやということグラフにしたものでございます。破線の推移が買付価格の推移でございます。実線の折れ線グラフが、それに保管経費や売り渡しに要する費用を加えたものでございまして、これをコスト価格と称しております。

それと、真ん中にございます直線に近いものでございますが、政府売渡価格ということで、これがコスト価格を下回っているということで逆ざやになっているというものでございます。

8ページにつきましては、小麦の種類別の用途分類と小麦粉の生産量を整理しているものでございますので、参考にしていただければと思います。

以上が資料3でございます。

続きまして、資料4「麦の標準売渡価格の決定内容（案）」につきましての説明でございます。こちらは、まず1として「小麦のコストプール方式による算定」、2として「大麦・はだか麦のコスト方式による算定」、3として「家計麦価による算定」というものを整理させていただきまして、その結果、4として「改定率の考え方」ということで、標準売渡価格の諮問となる内容につきまして整理をいたしております。

最初に、1の「小麦のコストプール方式による算定」でございます。まず、(1)外国産小麦のコストということで、これは買入価格と管理経費の合計でございます。外国産小麦のコスト（政府売渡麦1トン当たりのコスト）といたしまして、内訳として外国産小麦の買入価格3万226円/tでございます。FOB価格が183ドル/t、為替レート111円。それに政府管理経費3,904円を加えた合計として3万4,130円、こちらが外国産小麦のコストでございます。

この買入価格3万226円につきまして若干詳しく説明をさせていただきますと、FOBが2万1,329円、フレートが6,410円、輸入諸掛かりが2,487円、こういったものになっております。それから3,904円につきましては、保管料が1,633円、事務費等が2,271円、こういったものになっております。この合計が外国産小麦のコストでございます。

(2)が国内産麦の小麦のコストでございます。こちらは、国内産麦に対する財政負担の総額、この総額を外国産麦の買入数量で割ったものということで、トン当たりの額として1万7,935円でございます。この国内産麦に対する財政負担を、外国産麦から得られるBである売買差益ですべて賄ったとしたときに、外国産麦1トン当たり幾ら売買差益を取ればいいのかということでございまして、それが1万7,935円となるということでございます。

そうしますと、その3万4,130円、1万7,935円、その合計として5万2,065円の価格でないと、コストプールが収支均衡にならないというものでございます。この5万2,065円につきましては、現行価格の加重平均である4万8,273円と比べて3,792円、現行価格に3,792円を上乗せしないと5万2,065円にならないということで、単純に計算をしますと、7.9%の引き上げにならないとコストプールの収支が均衡しない、こういったことでございます。これが小麦のコストプール方式による算定でございます。

次が、「大麦・はだか麦のコスト方式による算定」でございます。大麦・はだか麦につきましては、先ほど申しましたように、売買差益をとらずにコストだけで計算をするコスト方式をとっておりますので、まず、外国産の大粒大麦のコスト価格といたしまして、先

ほどの小麦と同じように外国産の大粒大麦の買入価格に政府管理経費を加えたもの、これがそれぞれ3万4,302円に3,742円を加えるということで、3万8,044円/tになるわけでございます。こちらにつきましては、現行価格3万6,652円に比べまして1,392円引き上げ、率にしますと3.8%の引き上げにならないとコストが賄えないということでございます。

それから、外国産小粒大麦のコスト価格につきましては、買入価格が3万2,748円、政府管理経費が3,742円で、合計が3万6,490円ということで、現行価格と比べて+0、率で0.0%、特に引き上げをしなくてもコストは賄えるというものでございます。

あと、といたしまして、はだか麦のコスト価格ということで3万8,900円という数字を出しております。外国産のはだか麦につきましては、買付実績がないという状況にございますので、現行の標準売渡価格をコスト価格にしてはどうかということでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、「家計麦価による算定」でございます。コストプール方式あるいはコスト方式によると、価格を引き上げないといけないというような状況にあるわけでございますけれども、一方で、標準売渡価格につきましては家計麦価の範囲内であるという制約がございますので、この家計麦価が一体どのような状況であるかということがこの3でございます。

家計麦価の算式、下の方に整理をいたしております。このそれぞれにつきまして申し上げますと、まず、の小麦粉の消費者価格100キログラム当たりでございますけれども、こちらは過去5年間ということで、平成12年の10月から17年9月の平均値といたしまして、100キログラム当たり1万8,578円という数字でございます。

の家計費（可処分所得）の変動率ということで、I0分のI1。I0というのが基準期間ということで、直近の5カ年、平成12年の10月から17年の9月までの可処分所得の平均値、それから比較期間ということで直近1年、平成16年の10月から17年9月の可処分所得の平均値、この比率が0.980ということで、可処分所得の変動率といたしましては2%の減になっているという状況でございます。

このにを掛けたものとしてということで、家計費の動向を踏まえた小麦粉価格の上限値、小麦粉100キログラム当たりの数字といたしまして、に0.980を掛けて1万8,206円、これが小麦粉価格の上限値になるわけでございます。

それから、加工流通経費（小麦粉100キログラム当たり）がどうであったかというものがでございまして、これが1万2,681円となるわけでございます。

その結果、 ということでございますが、原料小麦の上限価格、それが5,525円という数字でございます。こちらは、小麦粉を100キログラム製造するために必要な原料小麦の価格でございます。原料小麦の価格ということで、小麦粉100キログラムをつくるために必要な原料の小麦というのは100キログラムではございませんので、それに歩どまり率を掛けて、小麦粉100キログラムを製造するために必要な原料小麦が100キログラムだったら幾らかというものを出したものが、4,536円という数字になるわけでございます。こちらが現行価格に比べまして+1円(100キログラム当たり)ということで、率にいたしまして0.0%ということで、コストプール方式によってであれば、小麦粉の価格は引き上げないといけないところ、家計麦価による制約があるということで、その上限が0.0%。したがって、引き上げができないという結果になるということでございます。

以上が小麦でございます。

大麦につきましては、同様に、今度は小麦粉ではなくて精麦につきまして、消費者価格が100キログラム当たり3万2,835円。それから、の家計費(可処分所得)の変動率は、先ほどと同様に2.0%。それから、同じような算式で家計費の動向を踏まえた精麦価格の上限値というのが3万2,178円になります。

の加工流通経費ということで、精麦100キログラム当たりの加工流通経費が2万5,969円になりますので、同じように、原料大麦の上限価格ということで6,209円、こちらを原麦100キログラム当たりということで、歩どまり率を換算した数字として3,663円ということでございます。こちらが現行価格に比べまして100キログラム当たり145円のプラス、率にいたしますと4.1%になるということでございます。

同様にはだか麦につきましても計算をいたしますと、3,991円ということで、現行価格に比べて+166円、率にいたしまして4.3%のプラスということでございます。

大麦につきましては、以上のように家計麦価が+4.1%ということで、家計麦価の制約ということであれば、ここまでの引き上げは可能であるという数字でございます。

ページをめくっていただきまして、それでは、そういった数字、状況を踏まえまして、改定率をどう考えるかということでございますが、まず、外国産麦についてでございます。外国産小麦の標準売渡価格につきましては、コストプール方式によりますと、先ほど申しましたように所要の引き上げとなるわけでございますが、家計費への影響や経済状況を踏まえ、全銘柄平均で0.35%の引き下げとする。ただし、小麦粉調製品等の輸入状況や外国産小麦における銘柄別の内外価格差に差異があること。これは先ほど説明をさせていた

できました。それから、昨年につきましても、こういったことを考慮して銘柄間の価格差の調整をさせていただきました。本年も同様に、各銘柄の輸入機会の公平等の観点から、この価格差を調整するという事をしてはどうかということでございます。

それから、外国産の大麦及びはだか麦につきましては、高く買って安く売っているという逆ざやを解消するために、コスト価格まで全銘柄平均で 3.59%の引き上げをするということでございます。

国内産麦につきましては、17 年産以降、政府買入実績がないということもございまして、据え置きとしてはどうかということでございます。

右の方に標準売渡価格（諮問）ということで、それぞれ外国産麦、小麦、大麦、はだか麦、国内産麦それぞれにつきまして、全銘柄平均と各銘柄ごとの標準売渡価格（100 キログラム当たり）、その現行との対比、改定率を整理させていただいているところでございます。

資料の説明は以上でございます。

八木部会長 ありがとうございました。

村上総合食料局長がお見えになりましたので、ここでごあいさつをいただきたいと思っております。

村上総合食料局長 総合食料局長でございます。委員の皆様方には、大変お忙しい中御参集いただき、ありがとうございます。

麦につきましては、先日、食料・農業・農村政策審議会から御報告いただきました「今後の麦政策のあり方」を踏まえまして、需要に応じた麦の生産ということ、麦加工産業の国際競争力の強化といったようなことを図るために、政策全般につきまして検討を進めているところでございます。また、このため必要となる法律上の措置につきまして、食糧法の改正をするということで現在検討を進めておりまして、次期通常国会に法案を提出したいというふうに思っているところでございます。

この食糧法改正の検討の中で、今回の議題となっております麦の標準売渡価格でございますけれども、これは制度の見直し全体の中で品目横断政策を導入する中で、食糧管理法以来ずっと続いてきたわけでございますけれども、今回が最後ということになるわけでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げたいと思っております。

それから、米の先物取引に関しまして、これまで6月17日に当部会において委員の間で御議論いただきました後、関係業界団体からのヒアリングを積み重ねてまいったところ

でございます。ヒアリングの内容等を見ますと、先物取引の機能や先物取引が行われた場合の影響、米政策改革との関係などについて、受けとめ方、意見に違いがあるわけですが、本日は、これまでのヒアリングの中で委員の皆様のお考えをお聞きする時間が十分取れなかったということで、フリーディスカッションという形で意見交換をお願い申し上げたいというふうに考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、引き続き忌憚のない御議論をいただき、御指導賜りますようによろしくお願い申し上げます。簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。

八木部会長 どうもありがとうございました。

事務局からどうぞ。

太田食糧貿易課長 先ほど、資料につきまして若干説明漏れがございました。先ほどの資料4でございますが、説明させていただいたものの後ろに、付録として、1、「標準売渡価格の算定の説明」、2、「改定率の考え方」といたしまして、説明させていただいたものにつきまして詳細に資料を用意させていただいておりますので、参照していただければと思います。恐縮でございます。

八木部会長 それでは、続きまして質疑に移りたいと思います。

なお、御質問等の際に、適宜、諮問に対する御意見等もあわせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、どなたからでも結構ですので、御発言いただければと思います。

竹内委員どうぞ。

竹内臨時委員 質問なんですけど、改定率の考え方の表が出ていますね。これは御説明あったような考え方に立って、ここに書いてある幾つかの銘柄については据え置きを置いて、内外価格差、銘柄間格差を、半分あるいは3分の1か4分の1か知りませんが、ある程度ここで調整するというふうにして算出してみると、これらの銘柄はこういう数字になって、それを全部加重平均すると0.35%のマイナスだと、こういう算定になっているんですか。ちょっと技術的ですけど、御説明いただきたいんですが。

八木部会長 食糧貿易課長どうぞ。

太田食糧貿易課長 こちらにつきましては、例えば小麦で申しますと、小麦につきましては用途別に我々ハード系、ソフト系ということで、ソフト系はアメリカ産のウェスタン・ホワイトとオーストラリア産のスタンダード・ホワイト、それからたんぱくが高いも

のハード系ということで、そのアメリカ産のハード・レッド・ウインターからアメリカ産の（ダーク）ノーザン・スプリングまで、それからパスタ用ということで、特殊なカナダ産のウェスタン・アンバー・デュラム。このハード系、ソフト系、デュラムという3つのカテゴリーに分けさせていただきまして、それぞれに、先ほど資料3の6ページにありましたように、内外価格差、外国産麦の売渡価格と買付価格の比に差がございますので、その差を平準化するという考え方のもとに、上限が0.0%でございますので、0.0%を上限として、その中でこの差を平準化するというので、上のものは0.0、内外価格差が多いので、それを少なくする必要があるものについてはマイナスを立てるということで、それぞれ輸入量に差がございますので、加重平均した結果が平準化されるようにということで、それぞれ数字に若干ばらつきが出てしまいますのは、この輸入量の差と内外価格差の大きさに違いがあるということで数字にばらつきが出るわけでございますけれども、そういった考え方で整理をさせていただいたところでございます。

八木部会長 よろしいですか。

そのほかに御意見、御質問ありますか。

藤井委員どうぞ。

藤井臨時委員 大麦の価格が3.59%の引き上げということで案が出ているんですけども、逆ざや解消ということが理由で、ある一面、仕方ないかなというふうに思いますが、昨年、13.9%上げて、今年3.59%ということは、この2年間で2割近い値上げということで、その間のデフレだとか市場競争厳しい中での値上げというものは、ある意味、慎重といたしますか、重々考えなければいけないのではないかなというふうに思っています。正直言って、いろいろ御説明いただいたんですが、どうもこの大麦のところは心にすんと落ちる内容ではなくて、例えば資料4の3枚目だと思うんですけども、家計麦価の説明、どうしてもこの辺がうまく自分の中で整理ができません。の消費者価格は下がっている、家計費の可処分所得もマイナスである、加工流通コストもマイナスなのに、上限価格は上げてもいいというふうな説明をいただいた。なぜかと言うと、加工流通経費が一定、業者の方の努力で下がってきたことによって、家計に転嫁する部分を業者が吸収できるから家計麦価は上がらない、だから、ここの部分はプラスになるんだと。

そんなような御説明をいただいたんですけども、今、業者の方がさまざまな形でコストダウンをしながら頑張っている部分が、この家計麦価の計算だと消えてしまう。コストダウンに向かうインセンティブとかそういうものは全然働かないのかなというふうに思っ

ています。ちょっとこの計算式は、昔からそういうふう決められていたんでしょうけれども、この家計麦価を参酌して使う場合には、ちょっと慎重にならなければいけないのかなというふうに思っています。

それと、さらにやっぱり腑に落ちないのは原料の調達なんです。資料3の7ページなんですけれども、前回上げたときに、その時には想定できない形で大麦が上がってしまったということで逆ざやになったという御説明なんですけれども、なぜ価格が上がったのかという理由の説明が、オーストラリア産の不作だというお話をいただきました。ただ、ここで見ると、去年の秋、不作で値段が上がったんですが、じゃ引き続きことしも不作なのか、このままの値上がり状態が続くのかという意味でいくと、そういう意味では、ことしはある意味豊作基調で、そんなことはないというふうに伺っている。

それと、この右側のグラフ自身を見ると、基本的には価格はダウントレンドの方向であって、そういう意味で言えば、このままずっと下がれば、この横にある売渡価格とほぼイコールになるんじゃないのというような気もしないでもない。それと、国の努力として、オーストラリア産とカナダ産をあわせて買うことによって原料価格の低下に努めているというふうなお話もいただいた。価格は、もう少し頑張れば、何も3.何%上げなくても、このまま均衡するのではないのかというような気がしました。

基本的に、今年がこういう形での麦の答申の最後であって、次年度に向けての一つの形なのかもしれないんですが、今後とも国家貿易をずっと続けていくということになれば、価格の変動ですとかリスクを民間企業とともに分かち合っていくということになるというふうに思うので、その辺の説明だとか内容のきっちりしたコメントというのはもっと必要なのではないかなというふうに思います。そういう意味から言うと、実際に逆ざやになっていて、こういうふうな値上げだということは致し方ないのかもしれないんですが、ちょっと説明が不足しているのではないかなという気がしています。

それと、一つお願いがありますけれども、資料4の4「改定率の考え方」というところなんですけれども、よく農水省の資料であるんですけれども、上の外国産麦は全部単価が100キログラム当たりで記載されていて、下の国内麦は60キロ当たりで記載されているんですね。全体的な価格のあれを比較してみるとかといった場合には、どちらかに合わせていただくということにはできないのかと思っています。いろんな形で試算の数の根拠だとかって決められていると思うんですが、客観的に見る場合、やっぱり単位が合わないと比較しようもないですし、変化を見ることもできないので、その辺のところは意識して資料

をつくっていただきたいというふうに思います。

以上です。

八木部会長 今の点、事務局の方から説明がありますか。

どうぞ。

太田食糧貿易課長 まず、家計麦価の方でございますけれども、先ほど説明させていただきましたように、若干原因といたしましては、大麦の品質が落ちているということから歩どまりが落ちて、そういうことで、家計麦価として例年のように算定をすると、こういったプラスになってしまうということでございます。

それから買い入れにつきましては、できるだけそのコストを下げるということで、カナダ産のものを輸入するというような輸入先の多角化、こういったものに努めているわけでございますけれども、どちらかと言うと、実需としては、オーストラリア産の方が物がいい、あるいは使いなれているといったこともございまして、カナダ産のものの引き続き拡大ということにつきましては、どうかというようなこともございまして、オーストラリア産に比べるとカナダ産のものは安いということはあるございますけれども、それを大幅に増やしていくというのは、なかなか実需との関係から難しいのかなというふうに考えております。

それから、今後の価格の見通しにつきましては、これはなかなか難しいところでございまして、今年は豊作だということで、では、本当に大幅に下がっていくのかというようなこともなかなか確たるものは言えず、為替のレートにつきましても、円安基調がこのまま続く、あるいはさらに拡大すれば、原麦の価格が安くなっても、買入コストというのは上がっていくということになりますので、為替の見方につきましても、これから円高になるという見方もございますし、今のような状況が続くというような見方もございます。そういったところで、これまでのトレンドなどというのが過去の事実として一番明確でございますので、そういったことを基準にして価格設定をするということになるのかなというふうに考えております。

それから、これからの 19 年産以降、制度改正をして買付価格に一定のマークアップを上乗せするというのがこれからの価格改定の考え方ということで、先般の「今後の麦政策のあり方」につきましても記述をさせていただいたところでございますけれども、そこにおきましても、実際の買付価格に一定のマークアップを上乗せするというので、過去実績に基づいて価格を改定していこうというような考え方でもございますので、そういったこれからの 今の価格というのは、これまでの算定の考え方で算定しているものでござ

いますけれども、これからの価格の設定の仕方ということを考えても、方向性として今回の価格、そんなに間違っているものではないのではないかなというふうに考えております。

それから、先ほどの外国産麦が 100 キログラム当たり、国内産麦が 60 キログラム当たりになっていて、見比べにくいということにつきましては、こういった資料というものが、今回、標準売渡価格につきましては恐らく最後のものになりますので、こういった並べ方は今後ないのかもしれませんが、同じような機会がございましたら、それは見比べがしやすいように改めていきたいと思っております。

八木部会長 食糧部長どうぞ。

高橋食糧部長 まず、大麦のことをございますけれども、ちょっと説明が足りなかったという御指摘でございます。私どもも、もう少し丁寧に御説明した方がいいのかなと思っておるわけでありまして、まず、基本的に小麦と大麦で売渡価格の基本的考え方が違っております。御承知のとおり小麦の場合には、これはいろいろ御議論あるわけでありまして、基本的にはコストプール方式という形で一定の買付価格、先ほどの資料にもございましたとおり一定の買付価格、これは管理経費込みでございますけれども、コストの価格があるわけですが、その上に、基本的には売買差益という形で、一定額の差益を国が徴収いたします。この差益で、国内産麦に対します麦作経営安定資金等の振興費を財源として拠出するという形にしておりますので、買付価格プラス基本的にはこの差益部分があって、一定の内外価格差が生じていると。いろいろな御批判はあるわけでありまして、そういうような形で売り渡しているものであります。

これに対しまして大麦の場合には、ここに考え方としてコスト価格というふうに言っておりますけれども、要は、政府が海外の国際価格に基づいて買い入れてくる。それには当然のことながら一定のコストがかかるわけでございますので、この原価で、買付価格プラス一定の管理経費というコスト価格で従来から売るといふふうには実は整理をしているんですが、ここ数年、去年は別でございますけれども、ここ何年間か、大麦の売渡価格の設定に当たりましては、実は小麦の価格の改定率をそのまま準用してきております。

したがって、小麦の国際価格の変動の状況を基本的には見ているんですけれども、大麦とは当然異なっております、その資料 4 にございますとおり、恒常的に政府が海外から高く買って、国内の企業に安く売ると。ある意味で企業補助金的な形の売買操作をやっている。確かに国家貿易の意味合いにつきましては、いわゆる国際価格の変動をある程度ならずという意味合いで、国内企業に対しまして一種のリスクを政府が負担をする

という機能がございますけれども、それ以上に、実は大麦の場合にはコスト部分を賄えないような低価で売っているという形になっております。これはやはり基本的な麦の売買操作、あるいは麦に対しまして 大麦に対しまして、当然のことながら麦経等の助成金が出ているわけでありまして、そういう形の状況を見てまいりますと、おかしいのではないかと。

国はいろいろな機能の中で、今言いましたようにリスクを分散させる機能のもとにやっているわけでありまして、少なくとも買付価格、一定のコストを乗せてでありますけれども、それより安く当該企業に売っていくということに対する国民への説明というのは非常に難しいものではないか。もし仮に国家貿易じゃなくて、民間企業がみずから調達する場合であれば、当然のことながら国際価格にのっとった価格に、しかも自分たちのコストを乗せて、原料調達コストになるわけでありまして、その部分が大幅にマイナスであったということで、去年、改定をさせていただきましたが、結果として、さらにまだその部分に関して若干埋め切れていない部分があるということで、今回、大麦については、その差の部分を徴収させていただいたということだろうというふうに思っております。

そういった意味での御理解というか基本的な考え方、家計麦価云々という前に、なぜ大麦と小麦に関して今回差があったのかを、もうちょっときちんと御説明した方がよかったのかなというふうに思っております。

あと、単位のところでございまして、確かに外国産麦、国内産麦、それぞれ単位のとり方が異なっておりました。これは今後比較をする際には、当然わかりやすく一定の単位で統一することが必要だというのは、今課長が申し上げたとおりであります。ちょっと歴史的経緯を申し上げますと、外国産麦の場合にはトン、ほかには海外ではブッシェルとかいろいろありますけれども、基本的にはトン単位でありますけれども、実は国産麦の場合には、これは売りでございますが、昔の政府が買っていた時代は買いがございました。要は買いと売りというものを比較することが重要だったということがございまして、買いの方の単位が60キロとかあるいは50キロとか、そういう単位でございましたものですので、ちょっとそういった意味で、少し過去に引きずられた経緯があったということで、その単位が今回も残ってしまったということでもあります。ただ、今後、基本的に整理をする際に、わかりやすいような形で資料を提供するということには努めてまいりたいというふうに思っております。

八木部会長 御意見ございませんか。

大泉委員どうぞ。

大泉臨時委員 ないならということで、さして重要な質問ではないんですが、資料4の4で「改定率の考え方」ということで、(1)の都合4行ですね、ここだけを読むと、わかったようなわからないような不思議な感覚に襲われるんですけど、「コストプール方式によると所要の引き上げとなるものの、」というふうにあります、これで計算すると引き上げですよ。「引き上げとなるものの、家計費への影響や経済状況を踏まえ、」、その後、「全銘柄平均で0.35%の引き下げ」、これ、は必要ないんでしょうね。「0.35%の引き下げとする。」という、この引き下げを導くのは、僕は経済状況を考えると、リーズナブルだと思うんですけど、計算根拠との関係がどうもよくわからないんですよ。そこは何か理屈はあるんですかね、そこをちょっと。

八木部会長 食糧部長どうぞ。

高橋食糧部長 資料3と資料4とあわせてちょっと御説明させていただきたいと思えますけれども、政府の売渡麦価の基本的な考え方は、資料3の1ページにございますとおり、そこに条文を書いてあるわけでありましてけれども、家計費、経済事情を参酌した上で、消費者家計を安定させることを旨として毎年決定をするということになります。そこにございますけれども、要は家計麦価というものが一つの価格の上限を示します。これは、今もう麦に関しては、これは麦の改革の議論のときにも一度御説明したんですけども、27年当時の無制限買い入れに変わっていた時代の麦というものは、米と並んで基本的に主要食糧として、小麦粉も供給されておりましたけども、当時、大麦が主食、米の代替品として供給されていたということもございます。

したがって、米の価格、米価と同じように、この麦価というものも家計と連動して見なきゃいけなかった。したがって、家計麦価という概念が残っているわけでありまして。要は、米の価格あるいは麦の価格が毎年上昇してしまいますと、家計収入の面からも家計費を圧迫するということがございました。一応家計麦価というのが一つの頭になるということになります。価格上昇時代であれば、その上昇率よりも低い価格で売り渡してくださいという形になったわけでありまして。そうしますと、今回も基本的にはこの規定がまず働いてまいります。要は家計麦価の範囲以下に抑えてくださいという形になるわけです。

そうしたときに、あと基本的な設定としては、コストプールというのは、これは国産麦と外国産麦との財源を調整する基本的な考え方という形になっております。法律上要請されております価格はあくまでも家計麦価。さらに、それを実際に運用する際に、このコス

トプール方式というものが求められてくるということでございます。今回の改定率のこの資料4の方の説明事項でもございますけれども、要は、コストプール上は引き上げになりますというのは、今申し上げましたように外麦と国産麦との関係でいきますと、コストプール上は財源的に足りませんので、引き上げていただかなきゃいけません。売渡価格を上げることによって差益を充当していただかなきゃいけないという形になるわけですが、家計麦価の方が、基本的に家計収入が減少しているので、上げるというふうな形にならない。家計麦価で頭打ちされていますよということになります。

したがって、じゃ家計麦価の範囲内でどういうふうに実際の売渡価格を決めるのかということになってまいります。最終的には、今申し上げましたさまざまな要因、麦経済をめぐります状況等踏まえて、家計麦価の範囲内で0.35%の引き下げというふうに、まず全体を決めました。次に、この全体平均、加重平均のもとで、銘柄別にさまざまな状況がちょっと違っております。競争や何かの関係が違いますので、この全体は0.35になりますけれども、例えば先ほど申し上げましたようなダブダブみたいなものに関しては、バスケット等の競争関係という、非常に厳しい競争をしているような製品に使われるわけでありますので、そういったものに関しては、なるべく下げ幅を大きく、内外価格差からマークアップを従来とってないようなものは下げないというような形で銘柄間の調整をさせていただいたということでございます。

八木部会長 竹内委員どうぞ。

竹内臨時委員 全体の流れはわかるんですが、さっき、もう少ししつこくお伺いすればよかったんですが、やっぱり政府が決める価格ですから、もう一つきちっとつけ加えて御説明いただいた方がわかるかなと。つまり、こういうふうに理解すればいいんですか。こういう状況を見て、プラスには家計麦価からできませんから、ここにある銘柄については据え置きにして、それで銘柄間内外価格差を織り込んで銘柄別に価格を決めるときに、この「状況」の6ページにある内外価格差の銘柄間格差、これを例えば何割ぐらい縮めましょうというような発想に立って銘柄間で数字をつくると、この表にあるような個別の銘柄の価格の数字が出てきますと。それを加重平均すると、全体では結果的に0.35%の記載の数字になりますと、そういうふうに整理して算定値をはじいたということかなと、そういうふうに想像したんですが。それであれば理解できるんですが、その場合には、内外価格差はここに数字がありますから、これの半分なのか1割なのか、2割、3割なのか、どういう発想に立ってこの数字、算定値をつくったのかというのをつけ加えて御説明いただ

ければ、もう少しわかりやすいんじゃないか。

八木部会長 食糧貿易課長どうぞ。

太田食糧貿易課長 今部長が申しましたように、0.35%の引き下げというのをまず決めさせていただきます。その上で、上限が、家計麦価ということで制約が0.0%でございますので、0.35%の引き下げの中で、先ほど申しましたように銘柄、小麦につきましてはハード系、ソフト系それぞれ特殊なカテゴリーがございますので……

木村臨時委員 何で0.35%が諮問案としては適切な数字であるというふうに考えたのか。0.35の数字の根拠ないし17円の根拠。まずこれを先に目安として決めて、銘柄間にはらしたというのであれば、この0.35ないし17円なり4,791円、この数字はどういう発想に立って算定したのかということを御説明いただければと思うんですが。

太田食糧貿易課長 こちらにつきましては、コストプール方式によると所要の引き上げになるという財政事情、それから、それぞれの銘柄において、例えば輸入が増加しているビスケットであれば、その原料となるアメリカ産のウェスタン・ホワイトがソフト系である銘柄であるオーストラリア産のウェスタン・ホワイトと比べて内外価格差に差があるというような状況、こういったものを踏まえまして、総合的に勘案した上で0.35%ということでございます。

八木部会長 食糧部長どうぞ。

高橋食糧部長 まず、一番の基本的なこの売渡価格の問題点は、麦政策改革のときにもちょっと御議論あったかと思えますけれども、現在のコストプール方式の形、現行の麦政策におけますコストプール方式の問題というのが基本的な形でございます。要は麦の国内産麦に対します政策経費に対して、どのような形で財源を充当していくのか。その際に、外国産の小麦に対しまして負担してもらっておりますマークアップ、差益の部分、それと一般会計から充当していく部分、このある意味では相反する要素を何とか折り合いをつけたいというのが一つございます。

過去の売渡価格の経緯でございますけれども、ちょっと資料3の2ページをごらんいただきたいと思えますけれども、これは加重平均じゃなくて恐縮でございますけれども、米国内産ウェスタン・ホワイトの過去の売渡価格の経緯でございます。そこにございますように17年の売渡価格、昨年でございますけれども、そこで全銘柄加重平均は据え置きでございましたけれども、このウェスタン・ホワイトは0.46%の引き下げになっています。その前の年、16年については、これは全銘柄一律に0.5%の引き下げをやっております。

その前、過去 12 年ぐらいまでにさかのぼっては据え置きでございまして、その前は 12 年ぐらいになるわけでありまして。12 年当時は、まだコストプールがある意味ではきれいな形になっていたということになりますので、實際上、一般会計からの多額の繰り入れはこれ以降になったということでございますので、ここ数年間、13 年以降据え置きを行って、16 年 0.5%、去年 0.46~0.0 というところで、やはり麦政策におけますさまざまな課題が実際の場面で、特に財政面に出てきたということだと思います。

それを踏まえて改革の議論をしていただいたというのが一つの大きな要素であるわけでありましてけれども、こういう経緯の中で、では、今年なぜ 0.35%なのかという御議論だと思っております。これは、先ほど申し上げましたように、この売り麦価の関係で申し上げますと、範囲内という形になってまいりますので、例えば買入価格のようなもの、生産費の変動率でございますとか、昔であれば生産費の積み上げですとか、そういう形で積み上げ方式で決めてきたものでは売渡価格はございません。家計麦価の範囲内で諸々の経済情勢を勘案して決めさせていただくということを決めさせていただきましたもので、ことしの 0.35 加重平均の全体の価格設定も、そういった意味で、今お話し申し上げましたように、ある意味で積み上げではなくて、こういう 0.35%の引き下げということで、それなりに今後の施策の方向性なり、あるいは現下の麦をめぐる状況の中で、今後 1 年間、麦関係のさまざまな施策、財源的な問題も含め、あるいは売渡価格に対しまして製粉企業と実需者に対します影響も含めて、これであれば御納得いただける水準ではないのかなということを決めたものであります。

もう少し詳しく申し上げますと、16 年当時、一律平均 0.5 ということでお決めいただきました。この当時に比べても、御承知のとおり、さらに財政の状況は非常に厳しい状況になっております。そういった意味で、一般会計からの繰入額というものも厳しい状況になっているということで、なかなか全体を当時と同じような形で 0.5%までやるということについては、非常に厳しい状況がございます。

ただし、昨年据え置きだったわけでありまして、据え置きは加重平均据え置きでございますから、ある意味でプラスのものも実はございましたけれども、今回は、先ほど言いましたように家計麦価で 0.0 ということで頭が抑えられております上に、やはり私ども麦政策改革のあり方という中で、今後の麦のあり方というものはどうあるべきであるか。特に麦の加工産業、製粉企業も含めました産業と国際経済と国内との関係、そういったものを見ますと、やはり長期的な内外価格差の状況をどういうふうに考えていくのかというよう

なことも御提案いただきまして、来年には制度改革、農政改革、あるいは麦政策も含めた制度改革につなげるということでございます。

そういった意味での制度改革の方向性というものは、やはり今回の価格の中にも反映をさせていただくにはどうしたらいいか。そうしますと、やはり基本的には0.0という中で、可能な限りマイナスの要素を働かせていきたい。

あと、銘柄別については、先ほど申し上げましたように、ウェスタン・ホワイトのようにビスケットとか二次製品で入ってきているものが多いもの、そういったものについては、やはり競争条件が厳しいということで、その辺も含めて差をつけさせていただいたということでございます。

八木部会長 よろしいでしょうか。

吉水委員どうぞ。

吉水臨時委員 先ほどから資料3の2ページと6ページと資料4の「改定率の考え方」というページを行ったり来たりしていますけど、もしかして一人で理解できていないだけかもしれませんが、仮に今、改定率 0.35% マイナスという御説明をいただきまして、ちょっと私もまだそれを釈然としないというか理解し切っていないところがあるのですが、それを是とした場合に、結果的に内外価格差というのはどういうレートになるのかというのが、どこかの資料に載っているのか。もし載っていなければ、お教えいただけるとありがたいんですけども。全銘柄というのが無理であれば、例えば2ページの表にありますウェスタン・ホワイトの例ですとかをお教えいただけるとありがたいんですけども。

八木部会長 資料ありますでしょうか。

太田食糧貿易課長 資料としては、恐縮でございます、載せてございませんが、代表的な銘柄につきまして御説明をさせていただきますと、ウェスタン・ホワイトであれば2.1となっておりますが、小数点2位まで出しますと2.13でございます。それが2.1になるということでございます。先ほど申しましたように、0.35 というものを設定させていただいた上で、上限0.0の範囲で、できるだけ内外価格差を縮小する、それも加重平均で縮小するというので、輸入量に差がございますので、縮小するといっても完全になくなるというものではなくて、若干なくなる方向に進むということで限度があるわけでございます。そういった意味で、数字としては小数点2位まで出さないと、その縮小幅というのが出てこないわけでございますけれども、実際の数字としてはわずかかもしれませんが、縮小しているということでございます。資料につきましては載せてはございませんの

で、恐縮でございます。

吉水臨時委員 わかりました。できるだけ内外価格差が縮小する方向で進むんだろうな
とっていたので、という意図での質問でした。わかりました。

八木部会長 中村委員。

中村臨時委員 この 0.35 の引き下げというのは、家計麦価で言うと 0.0 というこ
すから、据え置きでもいいわけですけども、やっぱりこれまでのいろんな論議ですとか
来年以降の政策の変更等を踏まえた、ある意味では政策意思でぎりぎり、あちこちの予算
を削ったり調整したりして 0.35 の引き下げの原資を生み出したというふうなことなん
だろうというふうに理解しております。ですから、その点では、0.35 というのは幾らに
なるんですかと言われても、なかなかこちらも、小幅は小幅なんですけれども、ただ政策
意思がそこに出てきたということについては、私どもは大変前向きに評価をしております、
確かにコストプールですとか家計麦価で、ぱっと同じ数字が出てきて、その分下げますよ、
上げますよというのはわかりやすいんですが、それでいくと、今回は据え置きだとい
うことになるんですね。0.0 と出ていますから。0.0 の中で許される最大のところが、こ
しは 0.35 だったということで理解をしております。

それはそれとして、この資料 3 の 3 ページに「国内産麦の生産量と麦会計の推移」とい
うのが載っておりますけれども、参考までに、16 年の見込みのところがいいんですが、
生産量 106 万トン小麦とその他の麦に分けていただき、麦会計の収支の 303 億も小麦と
その他の麦に分けて教えていただきたいということと、それから大麦の価格設定の仕方は、
逆ざやになっているとはいえ、考え方としては、製粉業界もこういうことでやっていただ
ければというふうな気持ちもしております、なかなか大麦の業界は先人がよかったのか、
こういうコスト準拠方式といいますか、コストプールじゃないやり方になってきておりま
して、随分国家貿易でやっている大麦と小麦で違うなという感想を抱きました。

八木部会長 事務局の方で、今、資料お持ちですか。3 ページの内麦の生産量の小麦、
大麦。

太田食糧貿易課長 まず、生産量の方でございますが、16 年の見込みで、小麦が 86 万
トン、大麦が 20 万トンで、合計 106 万トンでございます。

八木部会長 よろしいですか。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、質問、意見も出尽くしたということにいたしまして、このあたりで休憩とい

たします。

なお、議事に入る前に、起草委員の方々におかれましては、答申案の作成のため、この議場の隣にございます起草委員会会場へお集まりいただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、起草委員会で答申案ができましたら、それぞれのグループで御検討していただくこととなりますので、委員各位におかれましては、早目に会場にお戻りになるようお願いいたします。

審議の再開につきましては、おおむね 30 分後の 15 時 20 分を目途としたいと思います。答申案の作成状況を踏まえ、改めて事務局から御案内させていただきます。よろしくお願いいたします。

(14 時 51 分 休憩)

(15 時 43 分 再開)

八木部会長 それでは、休憩の間に作成いただきました答申(案)を起草委員長の竹内委員から御報告いただきたいと思います。

答申(案)の配付をお願いします。

竹内臨時委員 それでは、答申(案)を読み上げさせていただきます。

答申(案)

本審議会は、農林水産大臣から諮問のあった麦の標準売渡価格について、下記のとおり答申する。

記

麦の標準売渡価格については、政府案どおり決定されたい。

なお、今後の麦政策の推進に当たっては、先般の「新たな麦政策のあり方」(平成 17 年 11 月 7 日付食料・農業・農村政策審議会報告)の早急な実現に努められたい。

平成 17 年 12 月 8 日

農林水産大臣 中川 昭一 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

八木 宏典

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、麦の標準売渡価格については、ただいま御報告がありました答申（案）のとおりに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定し、審議会の答申としてこれを農林水産大臣に提出したいと思えます。

なお、本日は、中川大臣が政務のため不在ということでございますので、代理となる金子政務官に、本日の審議会終了後、私が直接お渡しをするということにさせていただきたいと思えます。

以上で麦の標準売渡価格に関する議事を終了します。

引き続きまして、米の先物取引に関する意見交換の方に議事を移してまいりたいと思えますが、ここで事務局側において席の移動があるため、暫時お待ちをいただきたいと思えます。

文案のところ、ややミスがあったようでございますので、もう一度お諮りしたいと思います。

「新たな麦政策のあり方」と書いてありますけど、ここは「今後の麦政策のあり方」というのが正しい表示のようですので、改めて今作成してお配りする予定でございますので、お待ちいただきたいと思えます。

後で資料をお配りいただきますけれども、時間の関係もございまして、この文面の「先般の」後の「新たな麦政策のあり方」のところを「今後の麦政策のあり方」に修正をさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

（「了解」の声あり）

八木部会長 ありがとうございます。

（２）米の先物取引に関する意見交換

八木部会長 それでは、続きまして「米の先物取引に関する意見交換」に移りたいと思います。

本件においては、これまでの食糧部会におけるヒアリングの中で出された意見の整理や論点の抽出に関して、委員の間で改めて意見交換をしていただくこととしたところがございます。

それでは、まず事務局の方から、これまでのヒアリングで示された意見についての整理について説明していただき、その後、委員の間でフリーディスカッションという形で意見交換をお願いしたいと思います。

それでは、事務局の方から資料の説明をお願いいたします。

高橋計画課長 計画課長でございます。お手元の資料、横長の資料で資料5というのを配付させていただいております。タイトルは「米の先物取引に関するヒアリングにおける意見の整理」というものです。

これは、これまでのヒアリング対象の方の御意見を、項目を若干整理して並べたものがございます。全体6ページもございますので、この場で御説明するとちょっと時間を消費しますので、右側の内容のところは適宜ご覧いただくということで、今日はフリートークのお時間の方が大事かと思っておりますので、あえて逐一は御説明をいたしません。

整理の仕方だけ申し上げますと、1ページ目、左、右と分かれておりますが、左側でずっと項目分けをしております。先ほど申し上げたように、右側の内容は、あくまでヒアリング対象の方の意見をできるだけ忠実に起こし直したということで、これまでのヒアリングの際に食糧部会の委員の方から出された意見というのは、ここには一切入れておりません。それは、また次回に改めて整理をさせていただきたいと思っています。

左側だけちょっとご覧いただきますと、この整理の仕方は、委員から出された意見も整理の方には反映をさせていただいております。1番が「先物取引の機能・必要性」。例えば生産流通における機能・必要性をどう考えるかということで、これは一番広い論点の立て方です。要するに、先物を必要とするような価格変動がまず存在するかどうか。

1ページめくっていただきますと、生産・流通・消費の関係者の意向・ニーズをどう考えるか。この辺は、まさにそれぞれ関係団体の代表の方から、そもそも参加の意向がどれくらいあるかとか、そういったこともお話がありました。あるいは、生産者団体の方では反対の意見が述べられていますし、理解の状況の違いといったものもおりますので、そう

いったことをどう評価するかという、以上が総論的な問題です。

2つ目に「米政策との関係」。特に、売れる米づくりを進める米政策改革を進めております。それとの関係で、先物市場がどういう役割を果たし得るか、こういう論点は以前、部会の委員からも指摘がありましたので、こういう立て方を一つしております。米の需給・価格安定を図る食糧法との、法・制度との関係。

あるいは2ページ目の下の方ですが、需要に即応した生産、水田農業の構造改革を進めている中で、先物がどういう影響があるかという関係であります。

3ページ目ですが、生産調整研究会中間取りまとめ。ここでは、そこに書いてありますように、生産調整や国境措置を行っている現状では導入すべきではないが、将来においてその可能性を排除すべきでないというふうに、平成14年6月の段階で整理をしておりますが、当時と比較してどうか。

それから、3ページの真ん中あたりに、「上記意見の他に、次のような項目が想定される」と。ここは直接ヒアリングで出た意見ではありませんが、そこから敷衍されるようなこと、あるいはその他もろもろの機会に役所の方で聞いたり、あるいは想定できるものを若干つけ加えて書いてございます。

例えばここでは、先物が導入されれば価格変動リスクがヘッジできるようになる、そうすると、生産調整の意欲が欠けたり、生産調整に参加しないでヘッジし得る、そういう可能性があることへの不公平感、そういう問題が生じ得るのではないか。これは、そのこと自体、あるいは大多数の生産者がそれをどう受けとめるかとか、そういう問題提起もあるのではないか。

あるいは、その次にありますように、期先価格が安い場合には生産調整への不信感、あるいは逆の場合には必要性の疑問、そういう問題も出得るのではないかということで、ちょっと追加的に書いております。

大きい立て方の3つ目、「米の生産・流通との関係」。もちろん、実態にどういう影響があるか。政策によるコントロール措置がある場合に、価格の振れがどういう状況になるか。あるいは、現在の米の生産・流通の現状に対する評価。行政措置があった場合あるいはなかった場合の影響。

4ページ目ですが、まさに米政策改革を今進めている途上にある、あるいは貿易ルールに関する交渉の最中である、こういう状況で先物を導入することについてどう考えるか。

それからまた、ちょっと追加的に想定される問題として、センター価格が割高という指

摘があるけれども、センター価格より低くなった場合、価格水準に影響がないかとか、投機資金による価格と需給実勢との乖離があり得るのではないか。あるいは、先物取引が少ないと価格操作がやりやすくなるのではないか。国境措置を前提とした国内産を対象にする市場規模では、価格がゆがめられる可能性はないか。あるいは、実態取引で産地銘柄が細分化されている中で、標準品、受渡供用品の市場設計の内容にどういう影響が考えられるかといったことも、右側を書いてある意見の他に想定される、あるいは実際に出ているのではないかということで、あえて書いております。

5 ページですが、最後の整理として、生産者・消費者・一般投資家が先物において損害を被る可能性。1 つ目には、そもそも傘下の組合員、事業者が先物に参加するかどうか、また、その理由。

それから、政策によるコントロールがある場合、その過程に参加している者と参加していない者の間で情報格差がある。それが公正な取引に支障が生じ得る、それについてどう考えるか。

あるいは、これは実際に意見としても出ていますが、農家、農協その他の当業者がヘッジに失敗して損失を被るのではないか。あるいは、投機のための不正や投機の失敗、そういう問題も起こり得るのではないか。これらを項目立てとして、右側に御意見を整理しております。

6 ページ目、「その他」として、先物制度そのものが関係者に幅広く理解されているかどうか。例えばヒアリングの団体の組合員、事業者が先物の仕組みと機能そのものを承知しているかどうか、あるいは東穀などの上場案を承知しているかどうか、そういう項目を立てております。

右側の方は、ヒアリングで直接お聞きいただいたか、あるいはその後、資料などでご覧いただいているかと思しますので、発言のあった団体名だけは書いて整理をしておりますので、参考にさせていただければと思います。

以上です。

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

どなたからでも結構ですので、意見のある方は御発言いただきたいと思います。きょうは、自由に委員の方の御意見を伺うということでございますので、どうぞ。

加倉井委員どうぞ。

加倉井臨時委員 マスコミの人間は頭が単純なものですから、単純なことしか言わないんですが、どうも私は、この食糧部会でこれを許すとか許さないとかいう言い方をするのが余り腑に落ちませんで、日本は自由主義経済の国でありまして、計画経済の国ではないわけですから、基本的な経済行為というのは、原則的には自由であり、例外的に制限を受けるといふふうに考えております。

その例外の制限というのはどういうことかということ、要するに社会に害悪を流すようなことはやるべきでないということが例外制限の内容だと思っております。例えば独占禁止法というのがありますけど、独占というのはまずいから、それはやっちゃいけないとか、あるいは贈収賄とかリベートによる取引などというものは、これはやっちゃいけない、不公正な取引だからやっちゃいけない。こういうものはもちろんやっちゃいけないんだけど、原則としては自由なんじゃないかというふうに思います。で、失敗する者は失敗する、そういうことがあるんじゃないか。もしこれを、政府がやれとかやらないとかいうことが、法律にどう書いてあるか知りませんが、そういうことであつたら、それは社会に害悪を流すのか流さないのかということをはきちんと言わなければならないというふうに思っております。

マイクが来たのでついでに申し上げますと、一つまだ議論されてない論点がありまして、それは農業者にとって、私は、この先物取引というのがマイナスじゃなくてプラスなのではないかというふうに思っております。実はこの先物取引というのに参加する人というのは、大まかに2種類に分かれまして、それはマネーというかファンドの運用とか投機とかそういう世界の人たちが、確かにここに入ってきて出ていくということはもちろんあると思うんです。ただ、食糧部会に関係して言いますと、そうじゃなくて、ここにいる方の大部分がそうなんですけど、現物としてのお米の取引があると、それに関係すると。それに、補完するとか、ヘッジというんですが、余り使わない言葉なんですけど、ヘッジする先物の機構があつて、それに参加する人がほとんど圧倒的ではないかというふうに思っております。食糧部会に参集しているのは、そのファンドマネジャーもいませんし、銀行の人間もいません、保険の人間もいませんので、そっちの話じゃなくて、米の先物取引を現物取引と関連して考える人たちがここにいるんだというふうに思っております。

そういう意味で言いますと、農家にとって、農業経営者にとって何でプラスかといいますと、例えば、単純なわかりやすいことを言いますが、現在、米の取引価格が1万5,000円だったとする。これが将来下がってしまうと、自分の収穫した米を売る場合に困るとい

うことであれば、例えばですが、1万5,000円で先物を買っておくということをやりますと、損をしないで済む。そのとき1万3,000円になっても、1万5,000円で売れるという、こういうことがあるんですね。損をしないで済む。そういうことが具体的にある。これをやれるかやれないかというのは、やれた方がいいんじゃないかと私は思っております。これが価格のヘッジということでもありますけど、そういう意味で、江戸時代にも日本でこういうことが行われていたし、先進国では今ほとんどのところで先物というのは行われている。それをやりたくなければやらないでいいので、やらないと損失を受けるかという、この部分については、私は、現物取引が先物の価格によって損失を受けるということはまずないだろうというふうに考えております。

ですから、やりたくなければやらない、やらないと無関係で済む。やる人は、やれるということが大事なんじゃないか。そういうことを今まで議論してこなかったように思いますので、そういうこともぜひ議論していただきたい、そういうふうに思います。

八木部会長 岩田委員どうぞ。

岩田臨時委員 私も、専門ではないので不十分な理解で恐縮なんですけれども、やはり先物取引をやるかどうかというのは、お米という商品をめぐってどこまでビジネスになっているかということだろうと思うんですね。本当に今、自由化の方向で農業が米ビジネスということになっているのであれば、リスクヘッジという手段は当然必要になってくるんだろうと。それは今おっしゃっていたように、生産者にとっても非常に必要な一つの手段として認識されてくるんだろうと思うんですね。だから、一つは、ビジネスとどこまでなっているか。

あと、リスクヘッジの必要性が出てきているかどうか。これは、不作のときに卸売業者の方がかなり混乱して、在庫を抱えたり高値で買い過ぎたりというようなところで、リスクヘッジの手段が欲しいという声は出ていたと記憶しておりますので、そういう意味では、流通の業者の方の中にはもう出てきている必要性であろうという感じで考えております。

先般の議論の中でも、秋田の問題は、こういう手段があれば起きなかったかもしれないというようなお話がありましたので、それも考える必要があるのかなど。現物市場でストップ高とかストップ安とか値幅制限というのを外してきた中で、リスクヘッジをどこでし得るかというような場としての一つの観点は必要かなというふうに思っております。

ただし、いろいろヒアリングで出てきていましたように、先物市場への理解が十分かという、特に消費者サイドを含めて不十分であるというのも事実であると。そういう中で

現物市場に先物をつくったときに、どういう影響を与えるのか。市場の方は、もう限りなく現物相場に最後はさや寄せされるんだというお話なんですけれども、本当にそういうふうになるのかどうか。

あと、非常に悪いイメージと言ったら失礼ですけれども、かつての市場管理が十分でなかった時代のイメージというのがあるものですから、仕手戦が起きないのかとか、あるいは、市場管理は信用してもらえないというお言葉があったんですけれども、本当にきちっとやっていって健全な市場になり得るのかというあたりは、ちょっと実験でも見てみないとわからないという部分がございますので、そういった危惧が一方であるというのは確かだろうと思います。

八木部会長 山田委員どうぞ。

山田臨時委員 その都度ヒアリングの中で意見を申し上げてきたつもりでおりますが、改めて、こういう機会がありますので申し上げたいというふうに思います。

第1点は、農林水産省に対する注文でありますけれど、このことを過去数回にわたって議論をしているわけでありまして。この時期は、地方におきまして、現場におきまして、来年の生産をどうするかということを徹底する時期であります。当然のこと、計画生産を前回の食糧部会で決めていただきましたように、ことに比べて作付面積にして10万ヘクタール、この分を減らすというような、そこまでしなきゃいかんような計画生産を頼まなきゃいかんわけで、そういう議論をしているときに、流通が自由になったり、投機資金が場合によったら動くとか、そんな世界になるらしいぞ、というようなことをこの部会で議論していると、それを農水省は何回かにわたって引き続きやっていますということについて、大変不信感が出ているところであります。ここは国として、需要に応じた計画生産を進めるんだと、法律に基づいて需要と価格の安定を図るんだと、こういうことでありますので、毅然として方針を示して、不安を与えないようなことを早急にやるべきだというのが多くの意見でもありますし、私の意見でもあります。

第2点は、本日のこの意見メモにもまとめてありますが、当の商品取引所の説明者自身が、これは流通の完全な自由化の中でこそ成立するのが望ましい、というふうにおっしゃったり、先物の問題点は仕手戦があることである、というふうにおっしゃっているわけですね。かつ、この食糧部会の委員の中におかれましても、現に先物取引によって不当な勧誘、違法な勧誘等があって、損失をこうむった事例が随所に、ほかの作物でもあるわけでありまして、一体こうした事態は米だから生じないという話なのかどうか。こういう部分

が一たん生じても、それは法律論、あとは取り締まり法の問題だという形で言うておいていいのかということがあるんだろうというふうに思っております。

第3点は、今も岩田さんからお話が出ておりますが、最大の問題は、先物について関係者の幅広い理解が得られていないということでもあります。加倉井さんは相当御存じなんでしょう、ですから先物は必要だというふうにおっしゃっていただいているわけですが、私なんかも、まだ不勉強なのか心配なところがあるわけで、生産者団体の意見の中でも、小売業者の意見の中でも、出ておりますように、現物価格と先物価格との違いが生じたときの、一体生産者なり流通業者にどんな行動が生じて、それは流通全体にどんな混乱を与えるのかみたいなことは、ほとんど解明されていないというふうに思うんですね。それから、確かに卸売業者の関係者の間では、端境期のリスクヘッジに必要だというふうにおっしゃっていましたが、本当に端境期にこれが生きるのか生きないのかという部分について、徹底した分析がなされているようにも思えないわけでもあります。

言い出すと、いつまでもとまらないことになっちゃうわけでやめますが、やはりここは毅然と方針を示さないと、ずるずるやっていますのは、私は現場に大変な苦勞と不安を押しつけているということを申し上げたいというふうに思います。

八木部会長 藤尾委員どうぞ。

藤尾臨時委員 いつかは必要と、やがて必要だと思うんですけど、今山田さんも言われたように、生産者、物流業者あるいは消費者が、よいというようになるような取引所が果たしてできるかどうかということ。というのは、もし先物取引がオーケーということになると、それじゃ東京穀物取引所にぼんと丸投げする、そして、その中のほかの穀物や砂糖などと同じようなルールで乗せていくというのには、米は少し問題があると思うわけです。

したがって、一つの考えの中に、必要だけどもみんながうまく行って、そして非常によくできたルールであるというようなところまでを、この会議あるいは次のバトンタッチした研究会で研究せにゃいかんと思うんですね。オーケー出したから丸投げということじゃ、ちょっと話がざっぱじゃないかと思えます。

もう一つは、仮にこの国内の先物取引所ができて、今の国内の米の売買数量ぐらいでは、満足するきっちりした価格がつかれないのではないかと思います。そういう意味では、やはり賛成が多くて参加する人も多いと、そして米も、今言っている例えばコシヒカリとキララだけを相場するとかでなくて、幅広く相場していくことによって、みんなの賛同が得られるというようになってきたら一番いいんじゃないかと思えます。

いずれにしましても、先物取引がよいということを皆が理解するような話に持っていく必要があるんじゃないかと思います。

八木部会長 岩田委員どうぞ。

岩田臨時委員 私、先物取引がだめだと先ほど言ったようにとられると困るんですけども、要するに理解が不十分であるのでわからない部分がある。だから、今こういう議論にもなっているわけですけども、一つは、今おっしゃったように、もう少し条件を整備していくという方向もあると思いますし、あるいは実験という形で、我々一般の人間にもわかるようなものを一回やってみるとい選択肢もあると思いますし、いろいろ選択肢、知恵は出し得るのじゃないかなということを書いたかったわけでありませう。

八木部会長 中村委員どうぞ。

中村臨時委員 私は、会社に行くとき自分のオフィスのフロアにある電光掲示板を見るんですね、毎朝。それには東京の為替、ニューヨーク、ロンドンの為替、シカゴの小麦、トウモロコシの価格が出ておるんですね。高くなったな、安くなったなと、こういうふうなことで毎日見ている。シカゴの小麦なんかで言うと、それが世界の指標価格になっているからなんですね。逆に、何で指標価格になっているかということ、これも皆さん御存じだと思いますけれども、小麦なんかで言うと、毎日2億ブッシェルぐらいの売買がなされていて、アメリカの小麦の生産量は20億ブッシェルですから、年間の生産量の10分の1のボリュームが毎日取引されている。したがって、多少のお金を持った人が、投機的に高くしよう、安くしようなんていうふうなこともできないような仕組みになっているわけです。

したがって、そういうふうなボリュームであると、確かにヘッジの機能というのは十分果たされると思うんですが、このお米の先物取引のことって何となくイメージがわからないんですね。要は、そういう世界じゅうからいろんなお金が集まってトレードをするというのは、国際商品だからそういうふうになるのであって、国内だけで消費されるコシヒカリだキララだといっているところに、本当にボリュームがたくさんあって、本当にヘッジ機能を果たせるような先物市場というのが創設されるんだろうかと。

ですから私は、それがきちんと機能するんですよというふうなことで、ボリュームもたくさんあるんですよというなら、何だって、株やったって何やったって、損する人も得する人もいるのであって、この先物取引でみんながもうかるなんていうことはあり得ない。絶対そんなことはあり得ないので、損するのが嫌だったら参加しなければいいんですが、ただ、本当にそういうふうな先物取引市場が日本のお米、日本の国内だけで消化される米

で本当に成立するかどうかというのはちょっと疑問なもので、よくわからない。結局は現物取引と先物取引、同じお米であれば、値段は、本当は一緒になるんですよね、理屈から言って。だけれども、それも本当にそうなのかという感じがしないでもない。多分生産者の皆さん方がいろいろ心配しているのは、先物取引で売り浴びせられて、どんどん値段が下がっていってしまうんじゃないかと。現物取引の価格形成センターと全然かけ離れたものになるんじゃないかというふうないろいろな心配も根底にあるんだろうと思うんですが、本質的にはそうではないと思いますけれども、それはあくまでもボリュームが相当膨大なボリュームであるという前提なんじゃないかなという気がしますので、なかなかイメージがわきにくいというのが私の実感であります。

八木部会長 藤岡委員どうぞ。

藤岡臨時委員 まだ私も勉強不足ではっきりしたことはわからないんですが、先ほど加倉井先生の話があったように、基本的には、日本は自由な資本主義経済の中ですので、いろいろな制度、仕組みがあって、これはしかりだと思えますね。それにはあえて反対はしないんですが、しからは、今の農業の現状がどうかと言えば、この先物というのが、霞が関ではわかっている、実際の農家とか生産者サイドのところまでどの程度浸透しているかという、私はかなりのギャップがあるんだと思っています。

これが仮に開設されたとしても、恐らくこれは農家が直接参加するなんていうことは99%あり得ない。そこに参加するのは、恐らく集荷団体であったり集荷業者であったり、そういう大手のところ参加するのであって、私は農家が直接参加する制度ではないと思っていますので、そのところが、いわゆるJAさんであるとか集荷業者あたりがどう理解されているかということが非常に大事かと思っています。

これがどう進んでいくのかはまだはっきりわかりませんが、いろいろなこの制度の中で、当然それは損したり得したりとか出てくるんだと思いますが、国が今やろうとしている、いわゆる経営所得安定対策とどうリンクしていくのか。例えば、この先物で大きく損をしたと、そのところのマイナスの部分にもその経営安定対策というのは作用するのかどうか。その辺のところも考えていかないと、かなり米という特殊性のところだけに難しいような感じがしております。いずれ、将来はそういう時代も来るんでしょうけど、今の時点で、現場の方といいますか、農業者が先物というのをどの程度理解されているかということを考えると、かなりのギャップがあるんじゃないかと思っております。

八木部会長 事務局の方から、論点整理のペーパーでこれまで議論されなかった点につ

いても、例えば3ページの生産調整研究会の下のところに、「価格変動リスクをヘッジできくので生産調整の意欲が欠けたり」ということで、こういう論点もあるのではないかと
いうようなこと、あるいは4ページのところにも整理していただいておりますので、その
あたりも、もし御意見がありましたらいただければと思います。

竹内委員どうぞ。

竹内臨時委員 中村さんのお話と少し関連するかなと思うんですが、あるいは今藤岡さん
の話にありました、先物市場があったときに取引をする人はだれなのかというのは、非
常に大事なポイントだと思うんですね。私が想像しても、普通の生産農家が参加する客
観的な必要性もほとんどないし、まず参加しないし、あるいは、普通の生産農家に勧誘に
行くということもまずないんじゃないかと思うんですね、流通の仕組みの話ですから。

そうすると、流通の段階でヘッジがあったらいいなというのを、15年産なんかでは割
合と簡単に想像できる、そういう仕組みがあればですね。あれだけ実態から離れた情報不
足に伴う対応の失敗ということが、ヘッジの手段があることによって防ぐことができる
ということは、理論的にははっきり言えるんですね。それじゃ、一体だれが先物の例えばヘ
ッジをかける。売りの先もヘッジをかけて、先物の価格が出ていますから、そこにこの値
段でもって半年後に売れることが今確定するというのは、リスクコントロール上、非常に
経営上のマネジメントとしてはいい手段なんですね、ないよりも。じゃ、一体だれがそれ
を買うのか。

そうすると、今度はこういう市場というのは自由市場ですから、いろんな人が入ってき
ますが、典型的には金融機関とかそういう世界、あるいは機関投資家とか、その短期の
資金の世界だろうなと私は想像しているんです。一度そういう世界の実務家に、こういう
市場ができた場合には、例えば銀行や機関投資家は長期の投資もしていますが、短期のポ
ートフォリオマネジメントなんかもしょっちゅうやっているわけですね。この短期の世界
は、御承知のように、今、預金金利はほとんどゼロですので、短期の資金の実情というの
は、金利が0.0何%とか、そんな世界でやっています。

したがって、先物価格と現物価格に市場を取り巻く米の需給の現状、将来見通しという
のを、例えばそういう世界の人でも分析をして、今ある先物価格と現物価格に不合理な開差
があるという、そこにメリットが出てくるわけですね。したがって、将来の状況を自分
なりに分析した結果と現にある現物価格との開差、非常に幅が大きければ、その開差に
着目して売買に参加する、つまり裁定ですね、そういう形で金融というのはやっているわ

けなんですね。

ですから、私はボリュームの話については中村さんのおっしゃることはよくわかるので、それじゃ、日本の場合にこういう市場ができたならば、そういう世界の人たちは参加していくかどうか、どのようなビヘービアなり戦略で参加していくのかというところを聞いてみたいなというふうに思っています。ただ、一般的に言えることは、こういう市場は、山田さんのおっしゃるような不安感というのは、いつもあります。どこの世界でも、株の先物でも。したがって、株についての先物は規制があります。個別株先物というのは日本では認められていませんが、株価指数先物はあります。

そうすると、不安感があるので市場をつくることをやめるという世界は、結果的に必ず市場全体の発展の上では、技術その他がおくれちゃうというようなことが起きているので、そういう意味では、怖いということをもう少しよく分析して、どういう問題が、ここにあるような問題をもう少しよく整理していくという過程がどうしても必要なので、その過程に生産・流通・消費の関係者も参画してもらって、よく整理していくということが必要じゃないかなと思っていますが、全般的には、とめていくということ自体は全体の発展の上では大体マイナスになっちゃいますね、長期的に見ると。

八木部会長 大泉委員どうぞ。

大泉臨時委員 この資料5の整理ですが、非常にわかりやすく整理していただけたというふうに思っております。印象で、今まで委員からお話をいただいたのと私の意見とそんなに違うものではないんですが、この1番目の「米の先物取引の機能・必要性」というふうなことをまず申し上げさせていただければ、どうもこの中は、読みますと、先物は投機で異質なものだという、先物違和感というんでしょうか、そういう論点と、経済ツールとして必要なんだという論点がまともにぶつかり合っているんだろうというふうに思うんです。これはどちらもわからなくはないんですけど、しかし、経済の制度、経済ツールとして認めないというのは、これは竹内さんのおっしゃるのと同じような意味で、余り賢明な策ではないんじゃないだろうかなというのが私の意見です。

日本経済がグローバル化をするのに伴って、リスク管理の必要性が高まるだろうと。そういった中では、国策として商品の先物というのは経済インフラとして位置づけられているところがあるわけですから、そういった経済インフラが農産物の場合がないというのは、これは一般論として言えば、余り好ましくはないのかなというふうに私は思っております。

この整理の2番目の「米政策との関係」と「米の生産・流通との関係」に関して言いま

すと、それを一般論として、先物市場が経済インフラとして必要だというふうな話と、それを米の市場で果たしてどうなのかということになると、ちょっと観点が違ってくるのかなというような気がするんですね。米の流通あるいは米政策で実際の価格だとか流通だとかを考えると、まずもって考えなきゃいけないのは、私は現物市場の改革だというふうに思っているんですね。現物市場が十分に実勢を反映しているのかということ、私、先般欠席でしたが、古橋委員からは、余り機能してないというふうな話、親不孝相場があると。でも、これは改革によって来年以降は端境期もちゃんとなるということですから、それに期待をしたいところなんです、それだけではなくて、相対取引でも、どちらかと言うと売り主の方の有利な市場形成がまだあるんじゃないだろうか。本当にフェアな市場が形成されているのかということがあるんじゃないだろうか。その辺に対する改革。

それから、契約等々がこれからますますふえていきますと、それに対して現物がどのように対応できるのかというような問題等々、さまざまな現物の市場の改革が必要になってくるんじゃないか。現在の現物市場価格センター等の価格を前提として政策をつくり上げていますので、それが先物によってぶれたりすると、これは確かに米政策に対しては甚大な影響があるなというふうな印象は受けます。

ですから、私の意見は、現物市場の問題解決が先で、先物はその後という感じなんです、しかし、価格として両者が並行して、どちらが市場実勢を反映するのかというふうなことで行われるとすれば、それは理想的な形態なんだろうというふうに思うんですけども、しかし、そうした理想的な形態が果たして行われるのかどうかということに関しては、これは多くの委員同様、私もよくわからないというふうなところが本音であります。

ただし、リスクヘッジの必要性はわかる。しかし、それが失敗するから制度がだめというふうにはならないだろうと。先物は、言ってみればやってみないとわからないというふうなところがありますから、そのために、私はこの試験上場システムというのができたのかなというふうに理解をしていたんですが、その辺はまだ私の理解不足なのかもしれません。

生産調整をやっているから導入すべきではないという、生産調整や国境措置を行っている現状においては導入すべきではないなという生産調整研究会の中間取りまとめがありますが、やはり市場として先物が成熟していくためには、グローバルな対応というのはどうしても必要になってくるんだろうというふうに思うんですね。それは国境措置が行われているところで、果たして十分健全に機能する 健全というのは何を意味するかというよ

うな問題もありますが、先物市場ができるのかなという。逆に言えば、国境措置をやっているから、やっても余り意味がないというような意味合いでとった方が、この辺はいいのかなというような気がしております。

満足な市場ができるのかどうか、その点に関して、これは政府もこれからの対応として、今の時点でそれがやれるのかどうかわかりませんが、現物市場に対する国民の関係だけじゃなくて、何らかのてこ入れみたいなのが必要だと同じように、政府がもしも先物に関与する場合には、何らかの支援というんですか、配給というんですか、そういったものも必要のかなというふうに思っております。

以上です。

八木部会長 吉水委員どうぞ。

吉水臨時委員 大泉先生の意見に近いので、ちょっと短く言わせていただきます。

基本的に先物市場というものが生産者と流通関係者の方のリスクヘッジになるという前提であれば、基本、賛成といたしますが、正確に言うと、反対するに足る合理的な理由がないと言った方が正直なところかもしれません。そうなんですけれども、時期が、今がいいのかどうかというところは、実際わからないところです。平成 18 年、19 年というものが、お米の改革において非常に正念場だなというふうに思っていますので、その段階でいろいろと不確定要素の多いことが導入されるという事態がどうかというのは、やや疑問に感じるところではあります。

それから、プレイヤーがだれかということと、その環境として、最初にどなたかおっしゃったかと思えますけれども、要するに米というものがビジネスになっているという環境というものが前提であるならば、そういった環境なりプレイヤーなりが整う時期というのを見きわめる必要があるのではないかなというふうに感じております。

以上です。

八木部会長 ほかに御意見ございますか。

よろしいでしょうか、一応予定の時間が参っておりますが。

それでは、本日の意見交換につきましては、このあたりで終了したいと思います。

(3) その他

八木部会長 今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

高橋計画課長 お手元に、1枚紙で右肩に資料6と書いてある資料を、ちょっと書き物を用意した方がいいかと思ひまして用意をさせていただきました。

来年の18年の食糧部会につきましては、例年の日程からすれば、次回が3月、次々回は7月ということになり、そこで基本指針を御議論いただくことになるわけですが、米政策改革推進のスケジュールからしますと、10月の経営所得安定対策等大綱においても決めましたように、19年産から農業者、農業者団体の主体的な需給調整システムへの移行を目指すので、それに当たっては、まず18年度に移行のための条件整備等の検証を行いますので、これが部会においての重要な審議事項になると考えております。

つきましては、平成18年においては回数を増やしていただいて、当面2カ月に1回程度の頻度で部会をお願いして、この移行のための検証を議題として位置づけることとしたいと考えております。

具体的には、今回は1月の末から2月を予定いたしまして、その際に、まず、移行に向けた条件整備等の状況についての検証の項目あるいは体制、スケジュールといったことについて事務局で整理をして御説明をし、検証の実質的な議論というのは、次の次の3月の部会から始めたい。そして、大体来年夏を目途にこの検証というのをお願いしたいと思っております。ここで、項目、体制、スケジュールとありますが、特に体制につきましては、食糧部会での御議論とは別に、また役所の方では、新しい需給調整システムに係る実務者あるいは農業団体などとの間での実務的な協議の場というのを別途整理をしたいと思っておりますので、それも次回、御報告をしたいと思っております。

なお、麦政策につきましては、次期通常国会に法案を提出いたします主要食糧法の改正を予定しておりますので、その進捗状況についても、また食糧部会の方に適宜御報告を行いたいと考えております。

つきましては、次回、1月末から2月を目途にと考えておりますが、議題案として、新たなシステム移行に向けた検証の進め方、それから先物につきましては、今日はヒアリングの関係だけ整理をいたしましたので、これまでの食糧部会の委員の御意見、御議論も踏まえた意見、論点の整理というのを事務局の方で準備をしたいと思っております。その他としては、主要食糧法の改正について御報告をしたい。その後は、当面、3月、5月、7月というような頻度で食糧部会を開催させていただいてはと思っております。

以上です。

八木部会長 次回の食糧部会を来年1月末から2月にかけて開催したいということと、

その後、3月、5月、7月と食糧部会を開催したいという提案でございますが、よろしゅうございますでしょうか。よろしく願いいたします。

最後に、本日の議事につきましては、議事録として整理し、公表することになっております。その整理につきましては、私に一任願いたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

八木部会長 ありがとうございます。

次回の具体的の日程につきましては、皆様の御都合をお伺いした上で、追って連絡を申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の食糧部会を終了いたします。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

(16時35分 閉会)